

アンチドーピングに関する大切なお知らせ

平成26年7月
(公社) 日本パワーリフティング協会
スポーツ医科学委員会
委員長 古城 資久

2014年7月18日、ドーピング防止規律パネルより発表のあったように、5月24日に開催された全日本マスターズパワーリフティング選手権大会にて、男子選手のドーピング陽性事例が発生し、当該選手の同競技会の成績抹消、6月18日より3か月の資格停止が決定しました。

JPAは、発足以来、アンチドーピングに勤めてきましたが、5例目（国内3例、国外2例）のドーピング違反者を出してしまいました。過去の違反内容はステロイド剤による確信的ドーピング違反が2例、サプリメントに違反物質が入っていた者が1名、市販風邪薬を服用し、薬に違反物質が入っていた者が2名です。

確信的ドーピングの廃絶は当然ですが、不注意によるドーピング違反は誠に残念なことです。不注意からのドーピング違反により、選手本人およびJPAの名誉を大きく傷つけることは、あまりにも大きな代償です。

過去のドーピング防止講習会において「市販薬、医療用薬剤にドーピング違反物質が含まれていることは稀なことではない」との説明がありましたが、今回の事例を受けて、以下の3点を全選手および関係者に徹底していただき、不注意によるドーピング違反を廃絶したいと思います。

1. 医師から処方された医薬品を使用する場合

JADAのホームページ内にある「Global DRO JAPAN」

<http://www.globaldro.com/jp-ja/search/> にて処方薬がドーピング違反とされないか確認してから使用して下さい。残念ですが、全ての医師、薬剤師がドーピングに関する知識を十分に有しているとは言い切れません。

2. 市販薬を購入し使用する場合

「2013 薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック」

http://www.nichiyaku.or.jp/action/wp-content/uploads/2013/07/guidebook_web2013_1.pdf

に使用可能と書いてあるものしか使わないようにして下さい。よく似た名前、同じ名前でも銘柄や用量が違えば使わないこと。

なお、風邪薬（総合感冒薬、鎮咳去痰薬）に関しては、「2013 薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック」p 25～26を必ず確認して下さい。ここに「使用可能薬例」として記載のないものでも、ドーピング違反とならない薬もありますが、この冊子の「使用可能薬例」から薬を選びましょう。

3. 特に気を付けたい市販薬、健康食品、サプリメントの知識を持つ

「2013 薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック」のp 21～23を読んでおくこと。

1) 胃腸薬、2) 滋養強壮薬、3) 毛髪・体毛用薬、4) 鎮咳去痰薬、5) 漢方薬、6) 風邪薬、7) その他の薬品、8) 健康食品・サプリメントに関する諸注意が、簡潔にまとめられています。

以上の3点をJPA登録選手は徹底して下さい。なお、各県協会、各加盟ジムにおいても所属の選手への指導と啓発をお願い致します。

なお、具体的な薬剤名に関して不安がある場合は、古城 (kojoh@pearl.ocn.ne.jp) までメールをいただければ、鋭意回答致します。

以上